



「臨時窓口」を開設します

引っ越しや転勤などにより、さまざまな手続きが必要になる時期に合わせ、平日の夜間や休日にも手続きができる窓口を開設します。

臨時窓口の期間と時間帯

期間 3月22日(火)～4月3日(日)
場所 市役所本庁舎(1・2階)

時間
月～金曜日 17:15～19:00
土・日曜日 8:30～17:15
※本庁舎の正面入口をご利用ください。

注意事項

手続きにより、持ち物が異なります。詳細は、市ホームページで手続き内容を確認していただくか担当課へお問い合わせください。
QRコード
ホームページ

住民異動届など

窓口 市民課(市役所本庁舎1階 A・B・C) ☎23・5334

手続き内容

- 転入・転居・転出などの住民異動届の届出*1
- 死亡届、出生届、婚姻届などの戸籍届書の届出*2
- 住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書など諸証明の交付申請*3
- 印鑑登録
- 本人通知制度の申込
- 児童手当の認定請求
- マイナンバーカードの申請、交付、電子証明書の更新*4

持ち物

- 国民健康保険証、介護保険被保険者証
- 印鑑登録証(市民カード)
- マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード
- 運転免許証などの本人を証明する書類
- 印鑑
- 外国人住民の方は、在留カードまたは特別永住者証明書
- 児童手当の認定請求は、健康保険証、預貯金通帳(口座番号の分かる書類)、マイナンバーのわかる書類 など

- ※1 前住所地でマイナンバーカードを利用して転出届を提出した方は、全国共通取扱時間が月～金曜日のため、臨時窓口では手続きできない場合がありますのでご注意ください。
- ※2 戸籍謄本などが必要です。詳細は事前にお問い合わせください。
- ※3 印鑑登録証明書の窓口交付は、印鑑登録証(市民カード)が必要です。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードが印鑑登録証になります。代理人申請はできませんので、必ずご本人が申請してください。
- ※4 土・日曜日は**完全予約制**です。手続きを希望する週の水曜日までにWebまたは電話(☎21・0210)で予約してください。



マイナンバーカード交付予約

国民健康保険

窓口 国保年金課(市役所本庁舎1階 E) ☎75・7121

手続き内容

国民健康保険に関する届出

持ち物

- 社会保険資格取得証明書(職場の保険証)
- 社会保険資格喪失証明書
- 国民健康保険証
- 運転免許証などの本人を証明する書類
- 世帯主と加入者のマイナンバーカードまたはマイナンバーのわかる書類 など

水道の使用開始・休止手続き

窓口 料金センター(市役所本庁舎2階 M) ☎22・1313

水道の使用開始・休止手続きは、電話または専用ホームページ(随時)から申し込みできます。



専用ホームページ

県営水道地区(塩田・川西地区の一部)の方へ

県営水道受託業者のヴェオリア・ジェネッツ(株)へお問い合わせください(営業時間 8:30～17:15)。
☎0120・971・124 (フリーダイヤル) ☎29・0810

転校などに関する臨時窓口

期間 3月22日(火)～4月1日(金)の平日
※土・日曜日の臨時窓口は行っていません。
時間 8:30～19:00
窓口 市民課(市役所本庁舎1階 B)
問 学校教育課 ☎23・5101

市税・国保税などの臨時窓口

税金の納付や納税相談などでご利用できます。
期間 3月28日(月)～31日(木)
時間 17:15～19:00
窓口 収納管理課(市役所本庁舎2階 L)
☎71・8055

上田地域定住自立圏の範囲



定住自立圏構想とは

急速な人口減少や少子・高齢社会が進む中、中心市と近隣市町村が1対1の協定を締結し、相互に役割を分担し連携・協力することで、圏域全体の必要な生活機能確保・充実させ、圏域の魅力を高めるとともに、地方圏への人の流れを創出する国の政策です。

1月12日(水)、上田市長をはじめ東御市長、青木村長、長和町長、坂城町長、立科町長、嬭恋村長の立会いのもと、上田地域定住自立圏形成に関する変更協定締結合同調印式を開催し、上田市と各市町村との間で変更協定を締結しました。

上田地域定住自立圏の経緯

上田地域定住自立圏では「将来にわたり安心して暮らし続けられる圏域」と「活力の創出による自立した魅力あふれる圏域」を将来像として、圏域の人口減少と高齢化の抑制を目指してさまざまな事業に取り組んできました。

圏域の将来像や具体的な取組を記載した現在の「第2次共生ビジョン」の計画期間が令和3年度で終了するため、新たな社会課題に対応し、より一層の圏域の活性化を図るため、協定を変更しました。この変更協定に基づき、3月中旬に令和4年度(令和8年度)を計画期間とする「第3次共生ビジョン」を策定し、4月からそれぞれの市町村と共に事業を推進していきます。

時期	内容
平成23年2月	上田市による中心市宣言
7月	東御市、青木村、長和町、坂城町、立科町と協定締結
12月	第1次共生ビジョン策定(期間:平成24～28年度)
平成24年10月	嬭恋村と協定締結
平成29年3月	第2次共生ビジョン策定(期間:平成29～令和3年度)
令和4年3月	第3次共生ビジョン策定(期間:令和4～8年度)

「第3次上田地域定住自立圏共生ビジョン」における新たな取組

発展

- 上田市立産婦人科病院の経営形態の見直しなどによる圏域の周産期医療体制の確立
- 圏域全体の公共交通の課題解決のための検討



▲市民の皆さんの移動手段となる公共交通

新規

- 森林の整備を進めるための森林経営管理制度事業の検討
- 「脱炭素社会実現」、「ワーケーション・テレワークの推進」、「スマート社会の実現」のそれぞれに向けた、圏域市町村による連携体制の構築
- 激甚化(げきしんか)する災害に備え、相互連携による防災訓練の実施や備蓄品の整備、情報交換会の開催を通じた災害対応力の強化



▲整備中のテレワーク拠点



▲スマート社会の実現に向けた取組(ドローン)



▲防災訓練の様子

上田地域定住自立圏形成に関する変更協定を締結しました